

# 高萩・北茨城広域事務組合職員の給与に関する規則

令和元年10月1日

規則第11号

## (趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員の給与に関する条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第5号）第2条において、その例によるものとされた北茨城市職員の給与に関する条例（昭和32年北茨城市条例第16号。次条において「市条例」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を除き、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (管理職員特別勤務手当の支給)

第2条 管理職員特別勤務手当の支給については、北茨城市職員の給与に関する規則（昭和32年北茨城市規則第7号。次条において「市規則」という。）第21条の2の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、市条例第17条の3第1項の規則で定める職員は、別表の職員の職欄に掲げる職を占める職員とし、同条第3項第1号の規則で定める額は、当該職員の職の区分に対応する同表右欄に掲げる額とする。

## (職員の給与)

第3条 前条に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を除く、職員の給与については、市規則の例による。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	職	手当の額
事務局	事務局長	8, 000円
	次長	
	参事	
	副参事	6, 000円
	課長	
	主査	
議会事務局	課長補佐	4, 000円
	事務局長	8, 000円
	次長	6, 000円
監査委員事務局	主査	
	次長補佐	4, 000円
	事務局長	6, 000円
	主査	
	局長補佐	4, 000円